

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	備考
パーソナルコンピュータ賃貸(その2)	支出負担行為担当官 北陸地方整備局次長 杉野浩茂 新潟市中央区美咲町1-1-1	令和4年4月1日	NECキャピタルソリューション (株) 新潟市中央区万代三丁目1番1号	8010401021784	<p>会計法第29条の3第4項</p> <p>当該パソコンは、職員が業務を円滑・効率的に執行する目的で、平成29年12月27日及び令和3年4月1日から使用してきたものであり、当初、リース期間が令和4年3月31日で満了するので、令和3年度中に5ヶ年契約で新規代替機器を調達し使用する計画であったが、令和3年度の契約がパソコン供給の逼迫により不審になった。再公告をしたが再入札が2月になり、本リース契約内の納品が不可能になった。また、供給の逼迫に伴い予算要求時と調達価格が著しく変わったことから全台数の更新が出来なかった。このため更新されるパソコンが納品されるまでパソコンを別途調達する必要があるが、新規で調達するよりも現在賃貸借している機器を継続して賃貸するほうが、賃貸借料金及び機器の設置撤去並びに設定に係る費用について経済的である。よって、NECキャピタルソリューション株式会社と会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争に付することが不利と認められる場合)の規定により随意契約するものである。</p>	2,028,576	2,028,576			